

## 広島県内水面漁場管理委員会指示第1号

外来生物により在来生態系への被害が生じている水域又はそれが懸念される水域において、当該外来生物の防除を促進するため、漁業法（昭和27年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により次のとおり指示する。

平成23年3月24日

広島県内水面漁場管理委員会  
会長 後藤 文好

### 1 指示内容

オオクチバス、コクチバス及びブルーギル（以下「バス等」という。）を第2項に掲げる広島県の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合及び当委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

### 2 対象区域

- (1) あゆ等の第五種共同漁業権が設定されている水域であって、バス等による漁業被害が深刻とされる水域のうち、漁業権者等によるバス等の防除が盛んに行われている次の区域。

次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニを結んだ直線から下流の江の川、布野川、神野瀬川、西城川、上下川、馬洗川、美波羅川、本村川、生田川及び長瀬川の区域（江の川漁業協同組合第五種共同漁業権内水共第56号の区域のうち、(2)を除く区域）

- ア 江の川における三次市作木町大津「両国橋」上流側右岸付け根  
イ " 島根県邑智郡邑南町下口羽「両国橋」上流側左岸付け根  
ウ 布野川における三次市布野町中国電力(株)布野発電所放水口中央  
エ ウから布野川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点  
オ 神野瀬川における三次市君田町櫃田「二本谷橋」下流側右岸付け根  
カ " 左岸付け根  
キ 萩川と西城川との合流点における萩川の左岸  
ク キから西城川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点  
ケ 上下川における三次市三良坂町大字仁賀字手木  
" 「灰塚ダム減勢工導流壁」右岸下流端  
コ " 左岸下流端  
サ 馬洗川における三次市吉舎町下城双西井堰下流側右岸付け根  
シ " 左岸付け根

ス	美波羅川における三次市有原町郷「有原橋」から国道沿い南へ一番目の国道カーブの山側取り付け階段から川の流れに直角に見通す点と右岸との交点
セ	” 左岸との交点
ソ	江の川右岸における安芸高田市甲田町と吉田町との境界
タ	” 左岸における甲田町と吉田町との境界
チ	本村川における甲田町浅塚筋原頭首工下流側右岸付け根
ツ	” 左岸付け根
テ	生田川における安芸高田市高宮町来女木「川平橋」下流側右岸付け根
ト	” 左岸付け根
ナ	長瀬川における高宮町川根「三田橋」下流側右岸付け根
ニ	” 左岸付け根

(2) 河川構造物の設置等に伴う新たなバス等の増殖により、近傍の第五種共同漁業権への影響がみられる又は懸念される水域のうち、当該漁業権者又は水域の管理者等による防除が行われている又は予定されている次の区域。

(1) のケコを結んだ直線から上流、次のヌネ、ノマ、ミム、メモ、ラリを結んだ直線から下流の上下川、田総川、大谷川、木屋川及び杉谷川の区域（国土交通省灰塚ダム管理区間）

ヌ	大谷川右岸における三次市三良坂町大字大谷字大谷 37 地先
ネ	大谷川左岸における三次市三良坂町大字大谷字大谷 64 地先
ノ	田総川右岸における庄原市総領町大字稲草字門前 1024-1 地先
マ	田総川左岸における庄原市総領町大字稲草字五萬 696-1 地先
ミ	木屋川右岸における庄原市総領町大字木屋字和田沖 812 地先
ム	木屋川左岸における庄原市総領町大字木屋字朝日 497-2 地先
メ	上下川右岸における三次市吉舎町大字安田字安永 114-1 地先
モ	上下川左岸における三次市吉舎町大字安田字八幡迫 1556 地先
ラ	杉谷川右岸における三次市三良坂町大字灰塚字花ノ木 2219-21 地先
リ	杉谷川左岸における三次市三良坂町大字灰塚字花ノ木 2219-17 地先

### 3 指示の期間

平成 23 年 3 月 26 日から平成 24 年 3 月 25 日まで